地域脱炭素化促進事業のフロー

凡例：
- 国、道、市町村の事務の流れ
- 事業者と市町村の書類の流れ

【国】
○省令により促進区域の設定に関する基準※1を策定（法第2条第6項）

【道】
○地域の実情に応じた促進区域の設定に関する基準を設定（法第21条第3項第1号）

【市町村】
○国や道が示した促進区域の設定に関する基準を参考に「地域脱炭素事業の促進区域」を地方公共団体実行計画協議会※2等で検討
・環境保全上の支障のおそれのないよう「促進区域」を検討し計画に盛り込む
○市町村として事業者に求める取組を協議会等で検討
・事業者に求める事項として、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を検討し計画に盛り込む
（法第21条第5項各号）

【市町村】
○地域脱炭素化促進事業に関する事項を含めた地方公共団体実行計画を策定
（法第21条第1項）

※地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は、地方公共団体実行計画に盛り込む

【事業者】
○施設整備、環境の保全等から構成される地域脱炭素化促進事業を構想
○地域脱炭素化促進事業の内容等について、地方公共団体実行計画協議会等での協議を経た上で事業計画の認定を申請
（法第22条の2第1項）

【市町村】
○事業計画認定申請受領後、関係機関へ許認可等書類を協議
○促進区域における事業者に求める事項を満たした事業計画を認定（法第22条の2第3項）

※許認可手続きのワンストップ化により事業者の利便性が向上

【事業者】
○事業計画の実施

※1　促進区域の設定に関する基準
環境保全の必要性が高いものとして法令に基づき範囲が明確に定義されているエリア及び土砂災害防止の観点から規制対象となっているエリア

※２　協議会構成員
地域における幅広い利害関係者、専門家、関係行政機関のほか、特定の事業が想定されている場合など協議事項に応じて構成員を検討（法第21条第10項）